

政策部

1. 国、県及び笠岡市の新型コロナウイルス対策に関する情報をわかりやすく、正確かつタイムリーに情報発信を行い、市民に周知徹底すること。

「緊急市政だより」の発行の検討、国の方策に対する応対窓口の創設、便乗詐欺の未然防止に向けた周知徹底、対策本部の情報の更新頻度・配布頻度の向上を図り、市民の不安を取り除くよう努めること。

新型コロナウイルス対策に関する情報につきましては、広報紙5、6月号及び、笠岡市ホームページで随時掲載しておりますが、引き続き正確かつタイムリーに情報発信してまいります。

国の方策である持続化給付金については、令和2年6月8日から7月末まで、サンライフ笠岡2階に申請サポート会場を開設し、電子申請の方法がわからない方、出来ない方に限定して、補助員が電子申請の入力サポートを行うこととしております。また、市においては、お問い合わせの多い特別定額給付金については、専用担当窓口を設置するとともに、総合窓口として新型コロナウイルス感染症対策室を危機管理課に設置し、それぞれの担当部署と連携して対応しております。

また、便乗詐欺につきましても、定額給付金申請書の各世帯への送付封筒に注意喚起を促すチラシの同封や、広報紙及び市ホームページで周知を図っております。5月には点検商法業者に対する相談も寄せられ、相談員による迅速な対応を行うとともに、当該事例をHPに紹介し注意喚気を行うなど、周知を図っております。

また、緊急配信メールを活用した情報共有も進めており、利用者拡大を図るとともに、情報の充実を更に進めていくなど、今後も考え得る様々な手段を用いまして、市民の皆様の不安を取り除けるよう努めてまいります。

2. 市の指定管理・委託する施設等での労働者の雇用、賃金等の補償をするよう事業受託者へ指導すること。

指定管理者には確認を行い、労働者の雇用、賃金等に影響が生じていないことを確認しました。

しかしながら、国が行う労働者の雇用維持を図った場合に休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金のPRを行い、今後とも、労働者の雇用及び賃金の維持を図ってまいります。

3. 感染症対策地方創生臨時交付金制度の実施計画を早急に策定すること。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市民の皆様の生活を守ること、事業者の皆様が事業活動を支えることを最優先に、市民・事業者の皆様により添った施策を展開できるようスピード感を持って対応してまいります。

臨時交付金の第1次実施計画は5月末に国に提出しており、関連事業の予算について6月定例会市議会へ追加で提案させていただく予定です。また、第2次実施計画につきましては、庁内での検討を進めており、今回の議会からのご意見も踏まえ、配分額が決定し次第、策定できるよう対応しております。

危機管理部

1. 新型コロナウイルス感染症に対する執行部・議会・市民の共通理解と協力体制の構築を図り、新型コロナウイルス感染症対応の段階的な対処マニュアルの作成を行うこと。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合や新型コロナウイルス感染症発生時の対処マニュアルの作成、新型コロナウイルス対策室の新設による感染拡大への備えと災害も想定した防災計画の策定、市民への情報開示、緊急事態経過後の一連の振り返りと今後の感染症第2波、第3波に備えた検査体制の強化、システム化のための計画の見直しを図ること。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が成立し、新型コロナウイルス感染症にも適用されるため、笠岡市においては、笠岡市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき笠岡市新型コロナウイルス感染症対策本部を2月28日に立ち上げ対応しております。

全ての都道府県で緊急事態宣言が解除された5月25日以降、中国5県では感染者は確認されておらず、さらに笠岡市では感染が未確認であるため、当面の間は、危機管理課が窓口となり、関係部署と連携し対応してまいりたいと考えております。

感染拡大への備えといたしまして、市民、市内企業に対してウイルスの除菌効果があるスーパー次亜水（次亜塩素酸水）の配布及び妊婦及び障がい者等にマスクの配布を行っております。

配布しておりますスーパー次亜水（次亜塩素酸水）は、主な用途といたしまして、手や指、テーブルや手すりドアノブ、おもちゃ及び調理器具の除菌に使っていただくよう配布時にお願いしております。室内空間等への噴霧につきましては、「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局」から、人体への影響を否定できないとされている

ため、再度、使用方法を周知いたしまして、当面の間は、配布を継続して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針の策定を進めております。

これまで34回の笠岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国及び岡山県の動向を踏まえて笠岡市の対応及び支援策を協議しております。このような支援、対応策につきましては、笠岡市ホームページ、笠岡市緊急情報メール、笠岡市学校メール、広報誌及び報道機関等でお知らせしております。

笠岡市緊急情報メールでございますが、従来は、気象情報、災害情報及び火災情報等をお知らせしておりましたが、市民の皆様幅広く知っていただきたい重要な内容である、新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせすることにいたしました。さらに、笠岡市緊急情報メールを通じてより多くの市民の方に情報を周知できるよう登録方法を広報かさおかに掲載するほか、市民課待合のモニターへの表示、市庁舎窓口へのパンフレット設置などに取り組んでおります。

今後の第2波、第3波に備えた検査体制の強化につきましては、備中保健所管内への検査センター設置について、岡山県に対して要望をしております。

2. 市民にわかりやすいワンストップ窓口の設立を行うこと。

市民、事業者、学校、幼稚園、病院などに対して、コロナ禍での不安や情報の洩れが無いようその対応窓口を早急に立ち上げること。

笠岡市新型コロナウイルス感染症対策本部設置当初から新型コロナウイルス感染症に関する（特別定額給付金については給付金問い合わせ窓口を設置）問合せ窓口を危機管理課とし、本部会議での決定事項及び市長メッセージ等は笠岡市ホームページ、笠岡市緊急情報メール、笠岡市学校メール、広報誌及び報道機関等で市民の皆様にお知らせいたしました。

さらに、市民の皆様へ危機管理課が問合せ窓口であることを周知していただくために、その案内看板を市役所本庁の市民課窓口横に掲示しております。

危機管理課が対応窓口になり、関係部署と連携し対応してまいりたいと考えております。

3. 自然災害を含めた感染拡大防止に向けた分散避難場所の指定とこれらに見合う備品の確保，地域への配布。

自然災害が発生した場合の対応と避難所での「三密」対策クラスター（感染者集団）防止対策を実施できる準備をしておくこと。近隣ホテル施設など活用できるよう要請すること。

新型コロナウイルス感染症がまん延している状況下で災害が発生し、避難所を開設するに当たり、避難所運営マニュアル及び新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営についての指針を策定中です。

避難所における感染を防止するため、災害発生時には、避難所の開設数をこれまでより増やします。また、避難所受付で検温及び問診を行い体調不良の方は、学校等の教室などに避難していただきます。体育館等は、パーティション等で仕切り、飛沫防止を図り三密の回避をおこなうこととしております。

さらに、災害が発生する前に、市民の皆様にはハザードマップ等でお住まいの場所の災害時危険情報を確認していただき、災害時の避難先を事前に検討していただくようお願いしたいと考えております。災害種別によっては避難所に行かない、または親戚宅等と様々な避難先を検討していただきたいと考えております。

4. 感染防止対策（三密の防止，県外への不要不急の外出自粛，マスクの着用）の徹底継続を勧めること。

感染防止対策の一層の強化を図るとともに、公共施設等での感染予防対策の継続，感染者への風評被害防止策の検討，感染疑いの避難用住宅またはそのための補助金制度の設定を行うこと。

4月7日に「緊急事態宣言」がなされた直後に笠岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市長メッセージとして3密を避ける取組、手洗いやうがい、咳エチケットの徹底といった基本的な感染防止対策及び緊急事態宣言の対象地域への旅行・出張等や海外渡航を控えるようお願いいたしました。

さらに、4月16日に「緊急事態宣言」の対象地域が全ての都道府県に拡大された際には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要なもの等を除き、不要不急の外出の自粛、また、大型連休前には、連休期間中においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛していただくよ

うにさらなるお願いをいたしました。5月14日に39県で「緊急事態宣言」が解除されてからは、段階的に緩和しながらも基本的な感染防止対策の継続及び不要不急の帰省や旅行・県をまたいだ移動等は避けていただきました。5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されましたが、外出等の際には、手洗いやマスク着用の徹底、人との距離を保つといった「新しい生活様式」を実践していただくようお願いすると同時に業種別ガイドラインを参考に3密防止をはじめとした感染防止対策、不特定多数の人が触れる箇所の除菌等を徹底し、市内の公共施設等を再開いたしました。（笠岡総合体育館及び老人福祉センターの一部で利用制限あり）

また、県外への移動は、各県の流行状況などの情報等を確認していただいた上でお願いし、買い物、飲食、観光などに関しましては徐々に再開していただきたいと考えております。

感染者への風評被害防止策の検討、感染疑いの避難用住宅またはそのための補助金制度の設定を行うことに関しましては、現在、笠岡市は感染が未確認であるため、必要に応じて今後、関係部署と連携して対策を検討してまいりたいと考えております。

5. 市民の暮らしへの影響に関する実態調査を実施すること。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けておられる、市民の皆様、企業の方の切実な要望を幅広くお聞ききするために、笠岡商工会議所において、4月16日から30日までの間で全会員事業所963者を対象にアンケート調査を行っております。さらに、笠岡市の2名の企業コーディネーターが市内の事業所を順次訪問し、事業者の生の声を直接お伺いしております。そこで得られました御意見や御要望をもとに今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

総務部

1. 特別定額給付金の速やかな支給と申請率向上を図ること。

6月16日時点での申請件数は2万1,360件となっており、対象世帯の約96パーセントから申請をいただいております。また、受取口座等への振込については、手続き中を含む件数が、2万1,290件となっており、申請件数に対して約99パーセントとなっております。

2. 財政調整基金、各事業の不用額を活用して感染症対策への財源に充当すること。

現時点で中止、次年度での開催等が決定している事業については、6月補正予算において減額としました。9月補正予算以降においても減額を検討します。

また、地域経済の回復、生活困窮者への対応をきめ細やかに実施するため、国の臨時交付金等を活用しながら、不足する財源については財政調整基金、各事業の不用額を活用し、国の交付金の枠に縛られず、市民第一に各種対策を講じてまいります。

3. 市職員の感染時におけるBCP対策を備えること。

笠岡市では、大規模災害発生により行政機能の低下が余儀なくされる状況に備えて、「笠岡市業務継続計画」を策定し、非常事態時に実施すべき業務の選定や優先度を定めております。

職員が新型コロナウイルスに感染し、多くの職員が出勤停止となった場合は、上記計画に基づいて、優先度の高い業務から行っていくこととしています。

職員が新型コロナウイルスに感染することを予防するため、職員に対して不要不急の移動などの自粛要請や特別休暇の取得範囲の拡大などを行ってきたところです。

また、一部の職員が新型コロナウイルスに感染した際に周囲の全職員が出勤停止となることがないように、大部分の職場において時差出勤や在宅勤務を実施してまいりました。あわせて、職員の勤務先を分散し、笠岡市保健センターにおいても勤務ができるよう整備をすることとしています。

非常事態宣言が解除されたことに伴い、上記の措置は現時点では一部中止しておりますが、今後も新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、業務の停滞を招くことがないように適切に対応してまいります。

4. 事業者への家賃補助や固定資産税減免、市税、公共料金等の納入期限延長などの市独自の支援策を講じること。

【補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症対策 No.4, No.5, No.13】

事業者への家賃補助については、国が、今年度第2次補正予算で「家賃支援給付金」を実施する予定です。この制度は、今年5月から12月の期間のうち、1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少あるいは連続する3

か月の売上高が前年同期比で30%以上減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等を対象者としており、成立後、笠岡商工会議所等の関係機関と連携して、周知を徹底したいと考えております。

また、水道料金につきましては、令和2年3月18日付け厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金にかかる対応について」などを受けて、3月27日から水道課ホームページでお知らせし、支払い猶予や分割納付等の御相談に応じております。5月14日時点で7件444,779円の支払い猶予や分割納付等の御相談をお受けしました。

さらに市民に寄り添い力を与えるため、国が示す支払猶予措置を拡大し水道料金の減免を行います。具体的には、すべての給水契約者を対象として4月から7月使用分までの4か月間、水道料金の基本料金を免除するもので、所要額は約1億7千万円を見込んでおります。

保育所、認定こども園においても、7月から10月までの4ヶ月間を対象として、保育料を減免する(No.5)とともに、副食費もあわせて減免(No.4)することを検討しております。

※幼稚園給食費については、小中学校と同様に減免を検討(No.13)。

市税・保険料等の徴収猶予及び減免につきましては、現段階では国の示す制度に沿って次の支援措置を手厚く行うよう周知・徹底を図ります。また独自の支援策等、国の2次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、全庁的に検討したいと考えております。

市税等の徴収猶予

国の特例制度として新型コロナウイルスの影響により事業等の収入に前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、市税等の納付が困難な方について、無担保・延滞金全額免除で1年間、市税等の納付の猶予を受けることができます。市独自の支援策はございませんが、今回の特例に当てはまらない場合でも納税者からの申出により、事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合には滞納処分を猶予し、徴収の緩和を行います。

※特例制度の対象となる市税等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税等

固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税に対して一定以上の売上高が減少している場合、令和3年度の固定資産税、都市計画税を軽減します。

※要件 R2年2～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年同時期と比べて、
・10%～50%未満減少 1/2 ・50%以上減少 0

固定資産税の特例措置の拡充、延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に生産性向上の実現のための設備投資（機械、装置、器具、備品、工具、建物付属設備、事業用家屋と構築物）を行う中小事業者に対しまして、課税となった年度から3年度分の課税標準を0とします。（最大令和6年度まで軽減）

個人市民税の寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に対して、令和3年度以降の個人市民税の寄附金税額控除として適用します。

（寄附金の額の合計額－2千円）×10%＝寄附金税控除額

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設の遅延等が生じたことで、1年遅れの令和3年12月31日までに入居した場合、本来適用されるべき住宅借入金等特別税額控除を適用対象とします。（令和16年度分の個人市民税まで延長）

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する期間を6月延長します。

※要件 令和2年9月30日までを令和3年3月31日までに延長

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、平成31年度分及び令和2年度分の保険税（料）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限に対して、国の基準に基づき減免します。

■要件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯等
- ②一定の要件を満たす世帯の主たる生計維持者の今年の事業収入や給与

収入等（実績＋見込額）が、前年に比べて10分の3以上の減少が見込まれること

- ・前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

■減免割合

世帯の主たる生計維持者の、前年の合計所得金額に応じた減免割合
減免割合：10分の10～10分の2

※市税等の徴収猶予・減免等措置のスケジュールは、別添のとおり

市民生活部

1. 新型コロナウイルスの感染源となり得る使用済みマスクの取り扱いの周知徹底を行うこと。

一般市民だけでなくごみを回収する自治体の職員や廃棄物処理業者の安全を守るために使用済みマスクを家庭でどう処分すればよいか、「ごみに直接触れない」「ゴミ袋はしっかり縛って封をする」「捨てた後は手を洗う」の3点を心掛けるよう市民に周知徹底すること。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、使用済みマスクの取り扱いや家庭ごみの捨て方については、令和2年4月8日以降、笠岡市ホームページ上で、次の内容を市民にお願いし、注意喚起を行っているところです。

<注意喚起案内（4月・5月版）>

【マスクの捨て方】

- 1 ゴミ箱にビニール袋をかぶせます。
- 2 マスクはゴムひもの部分を持って顔からはずし、表面に直接触れないように捨てます。
- 3 ビニール袋の口をしっかりしばります。その後、指定ゴミ袋に入れてください。（二重袋になるようにお願いします。）
- 4 捨てた後は、石けんを使って速やかに手を洗いましょう。

【捨てる時の注意点】

ビニール袋などに入れ、しっかり縛った上で、指定ゴミ袋に入れてごみステーションに排出してください。

路上などへのポイ捨ては絶対にしないでください。

5月中旬以降は、環境省からのチラシ「新型コロナウイルス感染症などの対策としての家庭でのマスク等の捨て方」もホームページ上に掲載し、注意喚起を継続しております。

今後、広報紙や出前講座、また、7月下旬から市内13か所で開催予定の「水銀ごみ分別回収市民説明会」などあらゆる機会をとらえて、さらに、市民に周知徹底を図ってまいります。

また、廃棄物処理は市民生活を維持するために不可欠なサービスの1つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続するよう求められているところです。

このことから、市内の一般廃棄物処理業者に対しましては、環境省が策定している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月）」及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月）」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（令和2年5月）」に基づき、感染性廃棄物の排出時や、収集運搬時及び処分時において、作業員への感染防止に万全を期すとともに、安全かつ安定的に廃棄物を適正に処理できる体制の維持をお願いをしています。環境課職員にも同様に指示しているところです。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援を行うこと。

新型コロナウイルスの影響でDVの増加や深刻化が懸念されている中、DVから必死の思いで逃げてきた被害者をたらい回しにすることなく速やかに保護されるよう万全の体制を整えること。

コロナ禍に対応するため企業では在宅勤務を行なうなど、外出を自粛し在宅の時間が増えています。その様な状況下で、全国的に新たにDVの事例が生じてきております。

笠岡市では、DV被害者の相談に応じていることを、市ホームページや、市内のスーパーや公共施設の女子トイレに設置したDV相談カードなどで市民に周知しています。また、警察や児童福祉の担当部署などとの連携により新規の事案を把握しております。

DV被害の相談に対しては、人権推進課の職員及び専門相談員が相談に応じるほか、身体の安全確保が必要な場合はシェルターへ避難していただいております。さらに必要に応じて、警察や県の女性相談所、さらに弁護士などと連携し被害者に最適な支援策を講じております。

被害者支援に関しては他部署の協力や連携が必要な場合がありますが、

DV被害者の支援は人権推進課が責任を持って対応するという強い使命感のもと対応してまいります。

健康福祉部

1. 井笠圏域でのPCR検査場所の設置及び迅速なPCR検査の受診体制の整備の要請を関係機関に行うこと。

井笠圏域の住民に対するPCR検査受診体制の整備として、備中保健所管内への「検体採取・検査センター」の設置について、岡山県に対して要請を行ってまいります。備中保健所長へ6月9日（火）に要望をいたしました。

2. 要介護者の緊急入院措置の設定を行うこと。

要介護者が、医療の緊急入院が必要になれば病院へ入院が可能になると思っております。

医療の必要が無い場合は、要介護者に担当ケアマネジャーがいて、在宅サービスを利用していけば、緊急にショートステイ事業所の確保により対応が可能になると思っております。

3. 医療従事者へのケア対策を早急に行うこと。

医療崩壊を防ぐために、医療従事者の安全確保とメンタルサポートも含めた適切な支援を整えること。

患者の命を守るために働く医療従事者が安全に業務が遂行できるよう、身体面における感染予防対策や精神面での相談体制の充実、また、差別や偏見のない人権への配慮に関する対策について、岡山県へ要請を行ってまいります。笠岡市立市民病院では、新型コロナウイルス感染症に従事した場合などに、従事者に手当を支給する予定です。

4. 速やかな検査の受診体制の整備、強化を図ること。

感染症発症時の市内各病院での連携マニュアルの作成を行う中、市内の医療機関への発熱外来の設置の要請を行うこと。

今後の感染症の再流行に備えて、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈する者が速やかに医療機関を受診できるよう、岡山県への体制整備の要請を行うとともに、各医療機関から直接紹介ができる、

「検体採取・検査センター」の備中保健所管内への設置についても併せて体制整備の要請を行ってまいります。

5. 就労支援施設への経済対策、利用者の工賃への支援を行うこと。

就労支援施設において、コロナの影響で仕事が減っている事業所や、消毒液やマスク等の準備で費用が増えているようです。利用者についても、就労支援施設の業務が減っている事業所では、短時間勤務等になったり、自宅勤務になったりして工賃が減っております。

今後、利用者への工賃について支援する方向で検討しています。

こども部

1. 本年度出生児への市独自の給付金の支給をおこなうこと。

【補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症対策 No.2, 3, 4, 5, 9, 13】

市独自の支援については、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑え込むため、緊急な対応を必要とするという観点から、焦点を絞り込み、短期間に集中して実施してまいります。

内容といたしましては、水道料金（基本料）の減免、保育料の減免（No.5）や給食費・副食費の減免（No.13, No.4）、18歳以下対象の食事券の配付（No.9）、ひとり親世帯や障がい児を育てる世帯への商品券配付（No.3, No.2）などを予定しており、子育て世代に対しても重層的に支援を行うこととしております。

2. 妊婦に寄り添った相談体制の充実や生活支援を行うこと。

妊婦に対しては、マスクの配付を行うとともに、その際、必要に応じて健康状態の確認や相談を受けるなどの対応に努めております。今後、訪問活動や子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」での相談業務、笠岡市子育てアプリ「kasaoka すくすくログ」の活用などにより、適切な支援を行ってまいります。「ほっと★はぐ」での各種教室開催に合わせて、マスクの配布を検討いたします。

3. ひとり親世帯への児童扶養手当の加算をおこなうこと。

【補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症対策 No.3】

国の2次補正により、「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」として、児童扶養手当の支給を受けている世帯等へは、1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円、また、このうち収入が大きく減少した世帯には1世帯5万円が給付される予定です。

これに加えて、笠岡市独自で児童扶養手当受給世帯に対し、子どもひとりあたり月1万円の市内共通商品券を4ヶ月(計4万円分)を配付することを検討しております。

4. コロナ禍での児童虐待事例報告件数の状況把握を行い、その防止に努めること。

学校休業や登園自粛、外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し児童虐待のリスクが高まっている状況を受け、学校(園)関係者と連携し、支援対象児童について状況の把握に努めるとともに、特に気になるケースにおいては電話・訪問により家庭状態の把握を行い、発生防止に努めてきました。

残念ながら、今年3月から5月までで新たに10件の児童虐待相談件数が発生しておりますが、件数的には昨年度と同様となっております。

学校再開後も引き続き、その防止に努めております。

建設部

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住居の確保が困難となった市民に市営住宅を提供すること。

現在提供できる部屋としては、小黒崎団地に1部屋、本町ビルに1部屋、十一番町団地に8部屋ございます。

過去には災害後の一時的な住居として提供した実績もございます。

現在、そのような相談はございませんが、相談を受けた場合は積極的に提供したいと考えています。

産業部

1. 市内飲食店へのテイクアウト支援策の実施を行うこと。

【補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症対策 No.9, No.10】

活用できる市内限定優待補助券の発行, 売上減少によるテイクアウトに切り替えた場合の 10 万円の支給など市独自の経済支援策を早急に講じること。

現在, 笠岡市内の飲食店は笠岡商工会議所会員の店舗が 90 軒あり, 非会員を含めた総数は, 推計で 150 軒程度でございます。このたびの新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等による外出自粛や 3 密回避等により, 多くの事業者に影響が出ており, その中でも特に飲食店への影響が大きいと認識しております。

そのような状況において, テイクアウトを始めた飲食店もあり, 市職員も微力ではありますが, エールめしとして支援したところでございます。

また, 現在上程の 6 月議会において, 追加補正で食事券の配布事業を検討しているところでございます。この事業は, 18 歳以下の子どもを対象に, 世帯主に 1 人あたり 5 千円の食事券 (No.9) を配付し, 市内の飲食店で利用していただくというものでございます。

なお, 食事券の利用期間終了後には例年実施しております「笠岡ぐるっと博」(No.10) を実施し, 切れ目なく市内の飲食店を支援していくこととしております。

2. 市内事業者の経済的な影響調査とプレミアム商品券発行を行うこと。

【補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症対策 No.8, No.9, No.11】

市内業者・企業の営業被害の調査を行い, 市内小売業・飲食業支援のためのプレミアム商品券発行を中心とした市独自の支援策を早急に行うこと。また, 県交付金の笠岡市への分配分の活用内容を開示し, その実効性を市民に明らかにすること。

市内事業者の経済的な影響調査でございますが, 笠岡商工会議所が 4 月 16 日から 30 日までの間で全会員事業所 963 者を対象にアンケート調査を行っております。この調査結果において, 264 者からの回答を得ており, 60%が「マイナス影響が生じている」と回答し, 34%が「今は無いが今後は懸念している」と回答しています。

現在, 笠岡市におきましては, 「小規模事業者経営改善資金利子補給金」

や「地域産業魅力づくり応援事業費補助金」などがございます。また、コロナ感染症に関する経済対策につきましては、国などにおきまして、「持続化給付金」や「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「危機対応融資」、「特別利子補給制度」などがございます。

これらに加えて、笠岡市の独自支援策として、6月議会に追加補正で次の3件の事業を検討しております。

①市内の個人事業者への事業継続支援給付金事業（No.8）

（県・市町村連携事業者支援交付金事業）

昨年事業収入のあった市内居住の個人事業者のうち、本年4月から6月までのいずれかの月で、総収入が前年同月比で20%以上減少しており、今後も事業を継続する意思のある事業者に10万円を給付しようとするもの

②食べて応援買ってエール事業（No.9）

18歳以下の子どもを対象に世帯主に1人あたり5千円の食事券を配付するもの

③地元密着きずな商品券配付事業（No.11）

これから大学進学や就職を控える高校生世代を対象に、地元かさおかに愛着を持ってもらい、地元との絆を深めるため、市内共通商品券を配布しようとするもの

今後、笠岡市の実施する経済対策につきましては、市広報紙やホームページで公表してまいります。

3. 市内事業者へのテレワーク推進支援策の検討を行い、推進を図ること。

国等において、さまざまな支援制度がありますので、笠岡市におきましては、関係機関と連携して市内事業者に周知してまいります。

4. 持続化給付金、休業要請支援金、生産性・おもてなし向上推進事業補助金制度の周知徹底、相談窓口の設置を行うこと。

持続化給付金、生産性・おもてなし向上推進事業補助金制度、休業要請支援金については国の雇用調整助成金がございますが、これらについては、笠岡商工会議所が会員への周知を図るとともに、笠岡市の企業コーディネーターが企業訪問の際、周知を行っております。また、国の方策である持続化給付金については、令和2年6月8日から7月末まで、サンライフ笠岡2階に申請サポート会場を開設し、電子申請の方法がわからない

方、出来ない方に限定して、補助員が電子申請の入力サポートを行うこととしております。

5. 事業者の暮らし・経営への影響に関する実態調査を行うこと。

市内事業者の経済的な影響調査でございますが、笠岡商工会議所が4月16日から30日までの間で全会員事業所963者を対象にアンケート調査を行っております。この調査結果において、264者からの回答を得ており、60%が「マイナス影響が生じている」と回答し、34%が「今は無いが今後は懸念している」と回答しています。

市民病院

1. 市内病院での感染症対応状況の情報提供を調査報告すること。

情報提供の方法としては、ホームページ、院内外へのお知らせの掲示、患者及び家族の方への直接お知らせするなどの方法で情報提供しました。

主な新型コロナウイルス感染症対策は下表のとおりです。

実施時期	対象者等	内 容
感染症の対応については、市民病院内の院内感染防止対策委員会により協議（2月以降13回開催）		
2月から		新型コロナウイルス感染の疑いがある患者については、医師及び看護師が防護した上で別棟で診察。
3月3日	見舞の方	見舞いを短時間で依頼
3月28日	見舞の方	見舞いを患者家族に限る
4月10日	院内に入る人全員	病院出入口を1か所にし、すべての病院に入る人すべてについて入口で検温、消毒、マスクの着用をお願いし、発熱のある患者のうち新型コロナウイルス感染症の疑いがある方については別棟で診察。診察及び検査後は消毒を徹底。
4月20日	見舞の方	入院患者の見舞いについて、全面禁止。6月6日から短時間、少人数で面会可能
5月13日	職員	新型コロナウイルス感染症についての最新の知見と対応と課題について、職員を対象にウェブセミナーを開催
4月以降	市民	市民向けの呼吸器教室、糖尿病教室を延期
	患者	保健所の依頼によりPCR検査を実施に併せて、保険適用による検査の実施に向けて準備している。
	市民	スーパー次亜水を介護施設、市民に提供

2. 市民病院職員の感染時に備えた BCP 対策を講じること。

新型コロナウイルス感染者は、職員だけでなく患者、委託業者、納入業者などの可能性もあります。感染者が院内に入った場合は、濃厚接触者などの感染状況を把握するため一時的に機能をストップせざるを得ません。

感染状況によりストップする機能は異なりますが、病棟（入院）については、機能をストップすることなく業務を継続していく予定です。

3. 井笠圏域での PCR 検査場所の設置を行うこと。

井笠圏域の住民に対する PCR 検査受診体制の整備として、備中保健所管内への「検体採取・検査センター」の設置について、岡山県に対して要請を行ってまいります。備中保健所長へ6月9日（火）に要望をしました。

教育委員会

1. 国の支給支援策に応じた市内在住の困窮学生の把握を行い、そのサポートを講じること。また他府県で生活する市内出身学生への無利子支援金貸付を行うこと。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となっています。このような中、国においては「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設し、2020年度の一般会計予備費から拠出することを、5月19日に閣議決定しています。

また、令和2年4月からは、高等教育就学支援新制度として授業料・入学金の免除/減免と給付型奨学金の支給、さらに、貸与型奨学金（世帯所得に応じて、無利子・有利子）がスタートしております。

これらの制度の周知は、文部科学省より各学校を通じて行われており、これまで笠岡市への問い合わせはございませんが、問い合わせがありましたらこのような情報をお伝えし、困窮学生に対して適切な支援が行われるよう対応してまいります。

2. 学校再開時の三密対策などの感染防止への取り組み、教育現場の実情にあわせた柔軟な感染症対策を行い、感染防止に努めること。

学校には『学校再開に向けた「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」チェックリスト』、家庭には「学校再開にあたり御家庭で取り組んでいただきたいこと」をそれぞれ通知し、学校や家庭と連携して取り組んでおります。

また、国が掲げる「新しい生活様式」の周知も図り、特に、咳エチケット・マスクの着用・手洗い・換気等の基本的事項の習慣化と、可能な範囲でソーシャルディスタンスを意識する指導を徹底することで、感染防止に努めてまいります。

更に、今後は熱中症対策の必要性もあり、環境省・厚生労働省が作成した令和2年度の熱中症予防行動を基に、こまめな水分補給や、換気、効果的なエアコンの使用等といった面にも注意をはらって子どもたちの健康管理を行ってまいります。

3. 休校解除後も自主的に登校を控える児童生徒への学びの保証。

自主的に登校を控える児童生徒に対しては、まずは「何が不安なのか」を丁寧に聞き取り、学校での対策を説明しながら、登校への理解をいただけるよう努めます。その上で、不安が払拭されず、登校できない場合は、一定期間「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、家庭訪問等も実施しながら、心のケアと学力保障に努めます。具体的には、次のような対応をいたします。

保護者：○家庭学習計画表の作成・提出

○学習開始時や終了時等定時の連絡

○日々の日誌の記録等を行いながら、規則正しい生活が送れるよう協力していただく。

学 校：○授業の進度や、各自の状況を踏まえ教材の提示、学習内容の指示等を行います。

○家庭のインターネット環境に応じて、ICT 機器も活用して学習支援を行います。

4. 学習格差が生じないようなインターネット環境の整備，進学希望の子どもへの対策，学校でのオンライン授業の充実を図ること。

現在国の事業である「GIGA スクール構想」の補助を受け、今年度中に「1人1台端末」の準備を進めております。

また、「GIGA スクール構想」の追加事項として、インターネット環境の整っていない家庭向けに貸し出し用のWiFi ルーター等を整えるための補助事

業にも申請しております。

学校でも、臨時休業中に、試行として教職員の自宅と学校をつないで職員朝礼を行ったり、学級担任が子どもたちの家庭とつながって状況確認等を行ったりするなど、意識が高まってきております。

また、進学希望の子どもへの対策としましては、個別の教育相談で進路の希望をや不安等を把握すると共に、特に小学6年生と中学3年生には「学習相談日」等の対応をより充実させてまいります。

5. 学年の未学習部分の余裕を持った学習（年度内消化だけでなく）を実施するなど感染症の影響による学びのひずみの早期回復を図ること。

昨年度末3月2日から26日までの臨時休業の授業回復は、今年度4月当初2週間の中でほぼ終えております。4月20日から5月24日までの臨時休業では、平均17日授業日数分が不足しており、その回復措置として、夏休みを16日間短縮します。残りの約1日分の不足は、行事のもちかたを見直したり、5時間授業の日を6時間授業に変更したりすることで回復できる見通しです。

また、夏休み中には学習に不安をもつ子への個別のサポートができるよう、「学習相談日」を設定し、個別支援の充実を図ることとしております。

6. コロナ禍での不登校生徒の状況把握及びサポートを講じること。

臨時休業中も、分散登校日以外の日も、必要に応じて各家庭に電話連絡を行ったり、家庭訪問を行ったりして、児童生徒の状況把握を行いました。

学校再開後は、学習への不安や、人間関係の不安から不登校の児童生徒が増えることを学校と共有し、危機感をもって取り組んで参ります。再開後の一定期間は校内の教育相談体制を強化し、個別の面談やアンケートを実施し、それをもとにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室、保護者とも連携をとりながらサポートしてまいります。

7. 発達障害のある児童生徒への個別支援計画に基づく適正な学びを担保すること。

発達障害等のために個別の支援が必要な児童生徒には、予め「個別の支援（指導）計画」を作成し、それに基づいた支援を行うことが義務づけられています。

このたびのコロナ対応のためにこの計画の見直しを行い、個に応じた支援

が行えるよう必要に応じて修正していくこととしております。

また、学びのツールとして支援学級には児童生徒用のタブレットを導入しており、異なる特性をもつ子どものニーズに対応した指導・支援を提供するためのソフト「MIM」を予めインストールしております。加えて教員の指導用として、特に視覚的支援の必要な児童生徒の発見・支援を目的とした「WAVES」というソフトも導入しております。

このコロナ対応を機に、改めてこのような機器やソフトを有効活用できるよう徹底してまいります。

8. 図書館・図書室での本の貸し出し業務にあたって安全面の確保を十分に行うこと。

笠岡市立図書館における本の貸し出し業務にあたっての安全対策といたしまして、まずは館内の受入態勢として基本的な施設内での三密回避や、対応する職員のマスクやフェイスシールドの着用、手指・施設の消毒対応を徹底厳守しております。

その上で、窓口カウンターにおいては、飛沫防止のためのビニールシート設置、貸出時における利用者カードの受け渡しにトレーを使用、カウンターに並ぶ際のソーシャルディスタンス確保のための表示をおこなっています。

また、利用者による図書選びや閲覧に際しては、閲覧用の椅子席の間引き、多目的室（自習室）や飲食可能な休憩室の閉鎖、長時間の館内滞在禁止といった対策を講じているところです。

また、各学校の図書室においては、司書のマスク着用、図書室の換気の徹底に加え、次のような対応を学校の実情に応じて行っております。

- ①学年ごとに使用時間を決め、一度に大勢が集まらないようにしています。
- ②図書室の利用前後には必ず手洗いをするよう指導しています。
- ③貸し出しと返却のみの利用とし、長時間滞在しないようにし、読み聞かせや、調べ学習は教室で行っています。

引き続き、三密を作らないことを最優先に、以上のような取組を続けてまいります。